

第 7 号の 2 様式別表 6（その 2）記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が地方税法施行令（以下「政令」といいます。）第 9 条の 7 第 27 項及び第 48 条の 13 第 28 項の規定の適用を受ける場合に記載し、第 7 号の 2 様式(その 2)の明細書に添付してください。
なお、この明細書は、第 7 号の 2 様式別表 6（その 1）に代えて使用して差し支えありません。
- (2) この明細書の①、④及び⑤の各欄は、次のとおり記載します。
- (イ) 「道府県民税」の欄の上段は政令第 9 条の 7 第 19 項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 264 号）による改正前の政令（以下「令和 2 年旧政令」といいます。）第 9 条の 7 第 20 項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第 9 条の 7 の 2 第 1 項の規定による読替え後の政令第 9 条の 7 第 19 項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。
- (ロ) 「市町村民税」の欄の上段は政令第 48 条の 13 第 20 項又は令和 2 年旧政令第 48 条の 13 第 21 項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第 48 条の 13 の 2 第 1 項の規定による読替え後の政令第 48 条の 13 第 20 項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。

2 法人名

法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第 7 号の 2 様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。

3 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第 7 号の 2 様式(その 2)の⑮の欄の金額を記載します。	
2 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第 69 条若しくは租税特別措置法第 66 条の 7 若しくは第 66 条の 9 の 3 又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号。以下「令和 2 年所得税法等改正法」といいます。）第 3 条の規定（令和 2 年所得税法等改正法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法（以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。）第 69 条若しくは令和 2 年所得税法等改正法第 16 条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 66 条の 7 若しくは第 66 条の 9 の 3 の規定の適用を受ける内国法人法人税の明細書（別表 6(2)）の 16 の欄の金額 (2) 令和 2 年旧法人税法第 81 条の 15 又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 91 若しくは第 68 条の 93 の 3 の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表 6 の 2(2)付表）の 11 の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書（別表 6 の 2）の 10 の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。